

平成 26 年 6 月 5 日  
日本精密機械工業会

## 「JAPAN MADE」 認証基準

- (1) JAPAN MADE 認証の趣旨・目的を十分理解し、これに賛同し厳守する正会員のみを対象とする。
- (2) 製品の開発・設計製造（仕上げ加工・組み立て・最終調整）・検査は日本にて実施されたものを対象とする。
- (3) 製品の 70%（金額ベース）相当以上の主要部品（ハード・ソフト）が日本製を使用したものを対象とする。
- (4) 製品の納入後もお客様を満足させるサービス・保証体制が確立されたものを対象とする。
- (5) 各会員は、JAPAN MADE 認証にふさわしい品質性能を盛り込んだ製品を申請し、責任を持って販売・サービス・保証を行うものとする。
- (6) JAPAN MADE 認証にふさわしくない事象が発生した時には、認証を取り消すものとする。・・・（事象が解消・改善された時には、再申請をするものとする。）

- 補足説明 (3) 各社で 70%相当の基準を作成し管理・厳守する。  
(4) 各社のサービス・保証体制を更に向上・充実させて行く。